


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 新一			
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例				
	部課機関	納税課				
<p>1. 要旨</p> <p>地方税分野の手続きにおける個人番号の取扱いの変更及び納税証明事項の追加等に伴い、規則改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種様式に個人番号欄を追加又は削除する。 ・納税証明書の枚数に関する取扱いを定め、新たに様式を制定する。 ・その他所要の改正を行う。 <p>① 一部改正様式</p> <p>第3号様式(相続人代表者届出書)、第22号様式(市民税・都民税申告書)、第40号様式(市民税(法人)更正・決定通知書)</p> <p>② 新たに制定する様式</p> <p>第15号様式の2(完納証明書)及び第15号様式の3(滞納処分を受けたことがないことの証明書)</p> <p>③ 納税証明書に関する取扱い</p> <p>完納証明書(第15号様式の2)及び滞納処分を受けたことがないことの証明書(第15号の3様式)については、課税年度、税目に関わらず1枚の証明書として計算する旨を規定。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年1月1日</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>納税証明事項の追加により、市民等の利便性の向上を図ることができる。</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
文書課審査済み						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。